

鳥取県病院局事務系D X導入支援業務 仕様書

1 業務名

鳥取県病院局事務系D X導入支援業務

2 業務期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

3 業務の目的

県立病院の全職員が利用する勤怠・各種申請システムや人事評価・自己申告システムは、閉じられたLG-WAN系（地方行政機関ネットワーク）で運用されており、限られた少数の端末を多数の職員が共有して処理を行っていることで事務の停滞、時間外労働の発生等の課題がある。

また、県行政内部では電子処理されている旅行命令・復命や物品請求・修繕請求などが病院では紙運用されており、電子化により申請・決裁事務の簡素化、データの二次活用、書類保管作業の省力化といった効率化の余地が広く残されている。

これらの解決に向け、鳥取県病院局及び県立病院のスタッフで組織する事務系D X検討チーム（以下「検討チーム」という。）の検討を技術的な側面から支援し、県立病院の事務系業務の効率化及びD X化について、一定の方向性をとりまとめることを目的に本業務を実施する。

4 業務内容

県立病院の事務系業務の個別事務を検討チームとともに整理し、それらの事務の効率化に向け実施方法の見直しを含め、効果的な情報技術の活用方策について専門的な視点から検討チームの検討に資する資料の作成その他適宜の助言を行うとともに、実現可能性のあるD X化の方策のとりまとめ等、次を内容とする。

（1）検討チームのサポート業務

- ・契約締結後月1～2回程度開催する会議に参加（WEB対応可）し、議論に資する資料を適宜提供するとともに技術的な側面から議論をサポートすること。

（2）事務系業務の洗い出し支援及び情報技術活用等の提案業務

- ・検討チームが主体となっていく事務系業務の洗い出し作業に関して課題整理等について適宜サポートするとともに、個々の事務の効率化に向けた改善案を提案するとともに効果的で実現可能性のある情報技術活用方策を提案すること。

（3）事務系D X化の方策提案及び概算費用等算出業務

- ・情報技術の活用の際して、職員の利便性、事務の効率化及び費用対効果並びに行政ネットワーク及び院内医療情報ネットワークのセキュリティ上の制約を踏まえたアプリケーション及び使用端末の活用策をとりまとめること。また、事務系D X化に向けたアプリケーション及び使用端末導入に係る概算費用を算出すること。

（システムの連携・統合、スマートフォンやタブレットの活用、あるいはクラウドサービスの導入など複数システムを俯瞰的に組み合わせた最適なシステム体系（既存システムとの密接な連携が技術的・セキュリティ上困難な場合を想定し、代替手段も含めて検討し、提案すること。）

5 成果物

（1）上記4（1）及び（2）の検討チームの支援に関する業務報告

（2）上記4（3）の事務系D X化の方策に関する報告書（今後の事業実施に係る大まかな仕様及び概算事業費を含む。）

なお、上記成果物はすべて編集可能な電子データ形式（PowerPoint、Word、Excel等）により作成したものとし、紙で出力したもの1部のほか、電子データの提出を求める。

6 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

7 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

8 秘密の保持等

- (1) 受注者は、委託業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けないで資料等を第三者に閲覧させてはならない。
- (2) 受注者は、委託業務に従事する者並びに6の規定により委託業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1)の規定を遵守させなければならない。
- (3) 発注者は、受注者が(1)及び(2)の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し委託業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。
- (4) (1)から(3)までの規定は、委託業務に係る履行期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

9 本業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。受注者は、これに従わなければならない。

10 著作権の帰属等

- (1) 著作権の譲渡等
 - ア 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
 - イ 発注者は、成果物が著作物に該当するかしないかにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
 - ウ 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
 - エ 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
 - オ 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用し、若しくは複製し、又は第6条の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- (2) 本業務に関する所有権は、原則として発注者に帰属する。

11 業務完了報告及び検査

- (1) 受注者は、業務完了日から10日以内に発注者に対し業務完了報告書を発注者に提出するものとする。
- (2) 発注者は、受注者から業務完了報告書の提出を受けた日から10日以内に、契約書及び仕様書に適合していることを検査し、契約書及び仕様書に適合する場合は、検査合格として受注者に対しその旨を通知するものとし、適合しない場合は、検査不合格として受注者に対しその旨を直ちに通知し、補正を求めるものとする。
- (3) 受注者は、前項の補正の求めにより直ちに補正を行い、補正が完了したときは、発注者にその旨を直ちに通知するものとする。

- (4) 発注者は、前項の通知を受けた日から7日以内に再度(2)に基づく検査及び通知を行うものとする。
- (5) (2)の検査合格をもって、業務は検査完了とする。

12 委託料の支払等

- (1) 受注者は、11の検査において全て適正と認められた後、速やかに委託料の請求書を発注者へ提出するものとする。
- (2) 発注者は、正当な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- (3) 発注者が、正当な理由なく前項に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、未払金額に対し、遅延日数1日につき鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第120条の規定により計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

13 事故等発生時の対応義務

- (1) 受注者は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。
- (2) 受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

14 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

15 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起については、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

16 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

17 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。